

平成27年

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

第225回定例会

2月23日開会

2月23日閉会

第225回

仙南地域広域行政事務組合議会定例会会議録

平成27年2月23日（月曜日）

第225回仙南地域広域行政事務組合議会定例会 平成27年2月23日(月)

出席議員(17名)

2番 佐藤英雄君	3番 佐藤正友君
4番 谷津睦夫君	5番 佐藤長成君
6番 馬場勝彦君	7番 高橋茂美君
8番 菅原研治君	9番 秋山昇君
10番 佐藤貴久君	11番 斎藤万之丞君
12番 吉野敏明君	13番 加藤克明君
14番 舟山彰君	15番 大浪俊憲君
16番 大宮博吉君	17番 海川正則君
18番 佐藤吉市君	

欠席議員(1名)

1番 保科惣一郎君

説明のため出席した者

理事長 風間康静君	理事長職務代理者 滝口茂君
理事 大友喜助君	理事 村上英人君
理事 小関幸一君	理事 伊勢敏君
理事 佐藤英雄君	理事 小山修作君
理事 保科郷雄君	助役 岩間利裕君
教育長 佐藤隆夫君	監査委員 佐藤長壽郎君
会計管理者 佐藤克也君	総務課長 阿部和之君
企画財政課長 水戸卓司君	滞納整理課長 木村洋君
介護保険課長 加藤雅章君	業務課長 加藤弘一君
消防長 穴戸克美君	次長 佐藤義信君
管理課長 村上雅浩君	予防課長 大庭喜生君
指令課長 松井栄紀君	教育次長 水戸雅彦君
業務課長補佐 阿部直樹君	

事務局職員出席者

事務局長 佐藤正俊君	書記 佐藤盛一君
------------	----------

議事日程

平成27年2月23日（月） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 施政方針表明
- 第 5 一般質問
- 第 6 第 1号議案 教育委員会委員の任命について
- 第 7 第 2号議案 教育委員会教育長の任命について
- 第 8 第 3号議案 仙南地域広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例
- 第 9 第 4号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 第 5号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第11 第 6号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例
- 第12 第 7号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第13 第 8号議案 仙南地域広域行政事務組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 第 9号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 第15 第10号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算
第11号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算
- 第16 行政視察について

午前11時59分 閉会

本日の会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸報告

施政方針表明

一般質問

第 1 号議案 教育委員会委員の任命について

第 2 号議案 教育委員会教育長の任命について

第 3 号議案 仙南地域広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

第 4 号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第 5 号議案 仙南地域広域行政事務組合職員ゝの給与に関する条例等ゝの一部を改正する条例

第 6 号議案 仙南地域広域行政事務組合職員ゝの配偶者同行休業に関する条例

第 7 号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第 8 号議案 仙南地域広域行政事務組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

第 9 号議案 平成 26 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算 (第 3 号)

第 10 号議案 平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算

第 11 号議案 平成 27 年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算

行政視察について

午前10時 開会

○議長（海川正則君） おはようございます。

これより、第225回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、理事長以下、関係者の出席を求めています。

本日の会議に、1番、保科惣一郎君から欠席の届け出があります。

只今の出席議員は、17名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

本日の会議は、あらかじめお配りした議事日程をもって進めて参ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（海川正則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、7番、高橋茂美君、12番、吉野敏明君の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（海川正則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会の協議の結果、本日1日といたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（海川正則君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 諸報告

○議長（海川正則君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、平成27年度の特定事業である、議員の研修視察についてであります。理事会において隔年実施とすべき旨、意見が出されたことから、その後、四者協議を行い、再度理事会で協議をして頂くこととし、その結果、了承されましたので、御報告申し上げます。

次に、監査委員から監査結果の報告がありました。その写しはお手元にお配りしておりますので、御了承願います。

続いて、理事長より報告があります。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 理事長。

○理事長（風間康静君） おはようございます。

1,097人の方々に御来場頂き、好評を博したところであります。

今後も、将来の圏域文化を担う核となる人材育成のため、本事業に取り組んで参りたいと考えております。

最後に、今回で第37回目となりました仙南地区自作視聴覚教材発表会の結果についてであります。

2月18日に行われた発表会には6作品の応募があり、審査の結果、学校教育部門の最優秀賞に丸森町の●●●●氏と●●●●氏の共同制作である、雨乞いの壺、鹿島神社の伝説その2、優秀賞に柴田町の●●●●氏の、伝統を守る、柴田町の木彫師●●●●、また、社会教育部門の最優秀賞に蔵王町立永野小学校の●●●●氏の、蔵王権現、道標に刻まれた地域の歴史が、優秀賞に大河原町自作視聴覚教材制作グループの●●●●氏の、金ヶ瀬広表地区の薬師堂、その成立と板碑の意味するものと●●●●氏の、伊久国造と台町古墳群、丸森の歴史シリーズNo.5の2作品がそれぞれ選定されました。

今回選定された5作品と奨励賞に選定された1作品を併せ、計6作品が全国自作視聴覚教材コンクールに推薦されることとなりました。

以上、御報告を申し上げます。

日程第4 施政方針表明

○議長（海川正則君） 日程第4、平成27年度の施政方針について、表明したい旨、理事長から申し出がありますので、これを許します。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

御審議を頂きます諸議案の説明に先立ちまして、平成27年度の組合運営の基本方針について、所信の一端を申し述べます。

未曾有の災害をもたらした東日本大震災から、まもなく4年が経過しようとしております。宮城県内の復旧復興の歩みは、全体としては着実に進んでいるところでありますが、被災地域の復旧復興は、なお険しい道のりの途上にあります。

また、県内の景気に目を向けますと、一部に弱い動きがみられるものの、災害復旧需要等に伴い、経済活動は高水準で推移しており、緩やかな回復基調が続いております。

組合の構成市町におきましては、地域の特性や独自性を活かしたまちづくり、地域づくりへの取り組みに加え、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災減災対策の実施が強く求められる状況の中、人口減少、少子高齢化の急速な進展により、税収や地方交付税等の歳入の増加は期待出来ず、益々厳しい財政運営を迫られております。

このような中、当組合では、ごみ、し尿処理、火葬、消防、視聴覚教育等、構成市町

から付託されている限られた共同処理事務の範囲ではありますが、安全安心で、圏域住民が快適に暮らせる圏域づくりを実現すべく、圏域住民の期待と信頼に応えて行かなければならないと考えております。

初めに、消防事務について申し上げます。

昨年は、全国各地で多種多様な災害が発生した年でありました。中でも8月に広島市で発生した豪雨災害では、大規模な土砂災害により、死傷者が118名に上り、また、翌9月には御嶽山において、突然の水蒸気爆発が発生し、57名もの死者と多くの負傷者、行方不明者を出す大惨事となりました。

一方、当仙南地域に目を向けますと、活火山の蔵王山付近において、火山性微動が観測され、さらには、御釜の湖面に白濁が見られる等、今後の火山活動が危惧されることから、関係機関がその対応策の構築を急いでいるところであります。

このような諸情勢を踏まえ、次の重点事務事業を実施して参ります。

1点目は、災害現場における指揮体制の充実強化であります。

各種災害に対応するには、配備している車両や装備を活用し、また、人員を効率的、効果的に運用することが大前提であり、各隊が様々な任務を分担して遂行しなければなりません。

災害の規模、態様に応じた組織的な活動を展開するためには、指揮本部による各隊への任務命令、活動統制等、その機能を最大限に発揮する必要があります。

このことから、現状の消防体制における指揮部門の充実、強化を図るため、より実践的な訓練と教育を徹底し、今後起こり得る自然災害や大規模災害等に対応して参ります。

2点目は、救急隊員の技術の向上であります。

救急業務は年々高度化が進んでおり、平成26年には救急救命士施行規則の改正が行われ、救急救命士による血糖測定やブドウ糖溶液投与の高度な救命処置が可能となり、昨年12月から当消防本部においても運用を開始したところであります。

救命士には、これまで以上に、傷病者に対する観察、判断、処置の技術が求められており、当消防本部においても、適切に対応すべく、救命士に対する教育訓練を急務としているところであります。

このことから、教育体制の充実に努めると共に、医療機関との連携をより一層推進し、救急隊員が個々に研鑽を重ねることにより、救命率の向上に努めて参りたいと考えております。

3点目は、違反防火対象物の是正強化であります。

平成24年に7名の犠牲者を出した広島県福山市で発生したホテル火災においては、立入検査の実施や消防関係法令の違反の放置等、様々な問題点が浮き彫りとなりました。

当管内には、5,000を超える防火対象物が存在しており、これらの防火体制の維持と万が一の際の被害の軽減を図ることが必要であります。

当消防本部においては、昨年4月から予防課を新設し、立入検査体制の強化と違反対象物への是正指導の充実を図っているところであります。

今後も、より一層、組織一丸となった対応を図り、圏域住民の安全安心のため、積極的に取り組んで参ります。

次に、環境衛生関係について申し上げます。

初めに、(仮称)仙南クリーンセンターの整備運営事業についてであります。

この整備事業の進捗状況については、先程、行政報告でも申し上げましたが、平成27年度においては、建築工事及びプラント設備の工場製作、据付け工事並びに最終処分場延命化工事を本格的に着手することとしており、整備工事全体の約60パーセントの工事を行う予定としております。

平成29年4月稼働に向け、鋭意進めて参りたいと考えておりますので、引き続き、御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、柴田斎苑建替事業につきましては、現在、本事業の基本的な計画の策定及びその運営管理をPFI事業として実施することが可能であるか、検討委員会において調査及び検討を重ねているところであります。

この計画の調査、検討結果につきましては、平成26年度末まで審議をして頂く予定であり、関係町の財政負担等を考慮し、再度、合意形成を図り事業を進めていくこととなります。

また、白石斎苑も同様に老朽化が著しいことから関係市町の合意形成のもと、平成27年度において、本事業の基本的な計画の策定及びその運営管理をPFI事業として実施することが可能であるか調査を行い、早期の建替事業の実施に向け、取り組んで参ります。

次に、斎苑の火葬業務委託についてであります。火葬業務については、平成27年度から全斎苑を民間委託し、人件費の削減を図りながら圏域住民のサービスの向上を図ると共に施設の効果的な管理運営に努めて参ります。

その他、各衛生センターの処理施設につきましては、公害防止に係る関係法令に基づく各種検査・点検・維持補修等を実施すると共に、職員の技術向上のため、各種研修に積極的に参加させ、施設の安全かつ効率的な運転管理に万全を期して参ります。

次に、視聴覚教育、圏域活性化事業について申し上げます。

初めに、視聴覚教育事業では、学校教育及び社会教育における視聴覚教育や生涯学習需要に応えるため、視聴覚教材に関する情報提供の充実を図ると共に、圏域住民や教職員に対し、ICT社会に対応した知識及び技術の向上を図るため、各種メディア研修会や講習会を継続実施して参ります。

特に平成27年度からは、これらの事業の充実を図るため、各種研修会のアウトリーチ事業を展開し、圏域内に在住在勤する団体の要望に応じ、各地で開催して参りたいと考

えております。

また、当圏域では、個人及び団体において地域の素材を生かして制作された自作視聴覚教材が全国コンクールでも数多く入賞し、全国においても高い評価を受けておりますことから、平成 27 年度から自作視聴覚教材制作セミナーを開催することとし、制作人材の育成を図りながら、教材制作を推進し、視聴覚教育推進のため積極的に取り組んで参ります。

次に、圏域活性化事業につきましては、将来の圏域文化を担う核となる人材育成事業として、AZ9ジュニア・アクターズ養成事業及び子どもの自主性、主体性を育成し、生き生きと活動出来る場を提供する、社会教育施設の無料開放事業であるAZ9パスポート事業について、本年度も引き続き実施して参ります。

仙南芸術文化センターは、住民参加型文化創造施設として、広く多くの方々に利用されておりますが、これまでの事業内容の更なる充実を図り、圏域住民の皆様が優れた文化芸術にふれ、いきいきと活性化していく各種事業を展開して参ります。

また、体験型のワークショップ、アウトリーチ事業については、圏域内の学校、福祉施設等に出向き、地域に密着した事業展開を積極的に進め、アートによる人と地域の活性化の循環を目指して参ります。

次に、滞納整理事務について申し上げます。

滞納整理事務の共同処理は、平成 17 年度の開始以来、平成 27 年度には 11 年目を迎えることとなります。

これまでの組合における滞納整理事務の成果として、平成 17 年度から平成 25 年度までの 9 年間の徴収総額は、督促手数料、延滞金を含め 8 億 9,100 万円となり、引受け滞納税総額 17 億 5,700 万円に対する徴収率は、50.70 パーセントとなっております。

今年度も地方経済は依然として厳しい状況が続くものと思われませんが、納税者の公平性を確保する観点から財産等の実態調査を積極的に行い、換価処分が可能な財産、特に、差押不動産や動産については、インターネット公売等を利活用して滞納処分を進めて参ります。

また、構成市町税務職員の徴収技術の向上のため、例年実施しております実務研修会を開催すると共に、滞納整理課の業務内容について、構成市町の広報誌を通して周知し、自主納付の働きかけを行うと共に、特に悪質な滞納者に対しましては、徹底した催告や差押処分等を行うことにより、仙南 2 市 7 町の徴収率の向上と収入未済額の縮減に取り組んで参ります。

最後に、介護認定審査会及び市町村審査会事務について申し上げます。

当仙南地域においても高齢化が急速に進みつつあり、介護認定審査に係る審査件数は年々増加傾向にあります。

こうした中、本年 4 月から介護予防サービスが市区町村で実施する地域支援事業に移

行となり、保険料や利用者負担割合も変更となる等、利用者に直結する制度の改正が控えております。

また、本年4月から新たに委員が変更となりますことから、介護認定審査会並びに市町村審査会共々、引き続き公正かつ信頼性の高い審査及び判定が行われるよう、審査会運営の円滑化、委員の研修等を通して審査会の適正な運営を図って参ります。

以上、主要事項について申し述べましたが、当組合の円滑な運営につきまして、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、施政の所信表明といたします。

日程第5 一般質問

○議長（海川正則君） 日程第5、一般質問を行います。

本定例会における一般質問の通告は、1名であります。

6番、馬場勝彦君の登壇を許します。

○6番（馬場勝彦君） はい、議長。

只今、議長のお許しを頂きましたので、通告書に従い一般質問をさせて頂きたいと思っております。

私の質問は、計画にあります柴田斎苑及び白石斎苑整備事業について。

当組合の平成26年から平成35年までの10か年の財政計画書の中で、平成29年度に柴田斎苑、平成30年度に白石斎苑の建設計画が示されております。

そこで、次の2点について伺いたいと思っております。

1、建替えについては、どのような事業形態で進めようとしているのか。

2、施設の規模及び運営管理業務については、どのように考えているのか。

この2点について、一般質問をさせて頂きたいと思っております。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

馬場議員の御質問について、理事会の統一した見解を申し上げます。

議員御指摘のとおり、組合10か年財政計画において、柴田斎苑については平成29年度に、白石斎苑については平成30年度に建替事業を行う計画を示しているところであります。

現在、柴田斎苑については、昨年2月に平成26年度の施政方針でお示ししたとおり、昨年10月から検討委員会を立ち上げ、検討を重ねており、本年度内に計画案を策定する予定であります。

また、白石斎苑については、柴田斎苑と同様に平成27年度において、検討委員会を立ち上げ、基本計画案を策定する予定であります。

そこで、1点目の建替えについては、どのような事業形態で進めようとしているのか、の御質問であります。柴田斎苑建替事業については、平成26年度の当初予算で御説明したとおり、事業形態については構成町の負担軽減等を図るため、PFI可能性調査を実施しており、組合直営よりも（仮称）仙南クリーンセンター同様にDBO方式等、民間活用による方法で実施出来ないか、検討を進めているところであり、白石斎苑についても、同様に考えているところでもあります。

次に、2点目の施設の規模及び運営管理業務についてはどう考えているかの問いについて、施設の規模、運営管理業務については、建設事業費、運営費等のコスト削減、質の高い公共サービスが実施出来るよう、今後の需要予測等を行い、必要火葬炉の数、待合室や駐車場等の必要面積、さらには、運営管理業務等を含めた概算の事業費等について検討し、柴田斎苑については本年3月下旬までに、白石斎苑については平成27年度に基本計画案を策定し、理事会に諮り、決定していきたいと考えております。以上です。

○6番（馬場勝彦君） はい、議長。

○議長（海川正則君） はい。馬場勝彦君の再質問を許します。

○6番（馬場勝彦君） 大変、ありがとうございました。

再質問をさせて頂きたいと思えます。

今、理事長の方の答弁で、私の1点目の建替えについては、やはり、PFIで進められるのかなという、私もそう思っておりましたので、それについては、そのとおりでかなと理解をしております。

それで2点目についてなんですが、若干長くなって大変申し訳ないんですが、最近、色々なところの斎苑関係を、先ず見ますと、建替えというのが各設置しているところで、市町村及び一部事務組合で多くなっています。その契機に、それを機にですか、有料化ということが全国的な流れに、先ずなっていると。

それで我が仙南広域においても、今まではずっと無料であったと。それで維持管理等の、やはり構成市町の将来の負担の面も考えた場合に、どこかでこの部分も検討しなければならぬ行為だろうなど。それで他のところ、私が若干調べたところにおいては、やはり中々、無料から有料化が出来ないと。どうしても建設を機に、そういうものを検討し、有料化してきているという施設が多いようであります。

それから、もう1点。これは住民にとって大変ありがたいことではありますが、全国的に稀だなど思ったのは、斎苑の設置の数ですね。一つの市町村及び事務組合で設置していて、5か所の斎苑を設置しているというのは、全国的にも、あまり無いという認識を持っています。大概は一つないし、二つという形で設置をされているようであります。そういう面では住民サービスの向上と利便性という部分では、これは利用する住民側にとっては大変ありがたい行為なのかなと。しかしこれを、いずれ老朽化すれば建替えなければならないと。そういう時期になった時に、果たして、五つの、このまま設置し

て置くのが良いのか、ということ考えた場合、今回、二つの斎苑計画の中で、やはり統廃合ということも検討課題ではなかったのかなと思っておりますので、理事会の席でそういう部分を含めて検討されたかということ。

それからですね、近年、私よりも理事長の方が理解している点が、あと二つあるんですが、先ず1点。

新たに斎苑を建築された場合、建替えた場合、通常、窯と待合室、駐車場というのが一般的です。しかし、近年の葬儀の形態が大きく変わってきております。一昔前ですと、自宅葬という形で葬儀を行っておりました。でも、近年はと言いますと、会館や宗教団体施設等の活用が一般的になりつつあると。そうすると、中々、通常の葬儀を行えない。それで私も何度か立ち会ったことあるんですが、どうしても密葬的な、家族葬、小規模葬というものが、年々増えてきているように見受けられます。ということで、建替え、全国的には斎苑の中に、小規模な施設であります。お通夜とか葬儀が出来るような施設を併用させている、施設もございます。これは、我々議員の今度の研修で行くところのクリーンセンターも見に行きますが、そこに併設されている斎苑、その施設の中にも、葬儀が出来るようなスペースを設置しております。やはり全国的に、やはり住民が望んでいる形というのは、そういう形が今後、あるべきなのかなと思っておりますので、そういう部分に対して、どのような認識を、理事会の中で認識を持たれているのか。

それからもう1点、気になるのが、5か所の斎苑設置、今回、建替え計画されている柴田斎苑、白石斎苑もそうなんですが、その基本的に、広域で設置している斎苑においては、その建設に負担をしている自治体の住民が、基本的に使用という形になっております。しかし近年の、先程申しました葬儀の関係、施設の利用の関係において、枠を越えた斎苑使用という形が今、行われております。それに対して、お互いの経費の負担においては、最低限の経費負担ということで今、行われているようであります。この辺についても、このままで良いのか、やっぱりどこかの機会に今後の斎苑運営にあたって検討しなければならないのではないかと、私はそういうふうな認識を持っておりますので、今、説明した4点程であります。これについて理事会の方で検討した行為があれば、説明をして頂きたいなと思っております。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 答弁を求めます。風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。馬場議員の再質問にお答えいたします。

現在の、1点目のですね、斎苑の使用料についてですが、現在組合の斎苑使用料につきましては、圏域内住民の方々が無料となっております。宮城県内で火葬場を設置している自治体は14団体ありますが、その内11団体の約80パーセントは斎苑使用料を徴収しております。仙台市や平成20年11月に供用開始した登米市等においては、待合室等についても料金を設定している状況にあります。今後ですね、組合としても、これら

の県内の実情を踏まえて、斎苑使用料の徴収については、理事会としても検討していかなければならないと考えております。この点につきまして、ですから、4点目の枠を越えた使用、これも絡んでくるんだらうというふうに思っておるところであります。

2点目の統廃合、現在理事会において、今回の柴田斎苑、白石斎苑の話し合いの中では、統廃合につきましては、話し合いは行われてはおりません。

3番目、小規模葬の斎苑中の検討、これも各種、例えば白石、柴田もそうなんですが、検討委員会の方でそういう話しが出てくるかどうか、そういうのも加味しながら、していくだろうと。ただ、議員がおっしゃるとおり、現在の葬儀形態は随分変わってきているのが現実でありますので、今後、先程も申し上げましたが推移を見て、しっかりとその計画を進めて参りたいと考えているところでもあります。以上です。

○6番（馬場勝彦君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 6番、馬場勝彦君の再々質問を許します。

○6番（馬場勝彦君） はい、ありがとうございます。

理事長の説明、この点については、理事会の総意という部分が、やはりありますので、ある程度その部分では理解をしております。ですから、やはり、何時か何かの機会に、やはり検討していかなければ、やはり、この広域事務組合が担っているものは、あくまでも圏域住民のサービスの向上であります。増してや生活に直結するもの。それから、これは私だけかも知れませんが、やはり人、一人が亡くなる。それをやはり、今の形態の中で、人知れず火葬をし、そのまま納骨をするっていうことが本当に良いのか。やはり私は、一人、人が亡くなるということは、後世に残された人達にとっても、色々な面で教えを受けるもの。それから一つの教育という言葉で代用すれば、得るものは高いと思うんです。やはりそれは、どんな宗教であろうと、やはり、一人の人が亡くなった。それをどのような形の中で、最後を、終焉を迎えるか。やはり、それも大切な行為の一つだと思っておりますので、是非ですね、斎苑建設に当たりましては、これから出てくると思いますが、中々、一つのけじめをつける葬儀等を行えない住民もかなり居ると聞いておりますので、やはり、そういう方々の住民サービスの向上という一面を持ってすれば、やはり、小規模であっても葬儀等が出来る施設、これ、一例、出せば、理事長も御存じだと思んですが、都市部では結構あるんですね。斎苑の民設民営を行っている斎苑が何か所かあります。そこはほとんど、もう葬儀も出来る会館等も併設されていると。使用すれば、かなり利便性の高い施設もございますので、是非ですね、理事会又は検討委員会等も含めてですね、一つ建てれば何十年と、中々建替え出来ませんので、やはり今後20年、30年先をちょっと見越したような感じの中で、検討して頂きたいなと思っておりますので、答弁は求めませんので、一つ、理事会の方でも十分なる検討を要望したいと思っております。

以上で、一般質問を終わらせて頂きます。

○議長（海川正則君） 以上で6番、馬場勝彦君の一般質問を終わります。

これをもって、今定例会における一般質問は終結いたしました。

日程第6 第1号議案 教育委員会委員の任命について

○議長（海川正則君） 日程第6、第1号議案、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

ここで暫時休憩し、議員全員協議会を開きます。議員の方々は、議員控室にお集まり下さい。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（海川正則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第1号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

第1号議案、教育委員会委員の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

当組合の教育委員会委員であります佐藤英貴子君は、本年3月31日をもって任期満了となりますが、再び教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同君は、長らく学校教育に従事され、現在、川崎町教育委員会教育長の職にありまして、社会教育、生涯教育の分野にも精通され、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の視聴覚教育並びに仙南圏域の芸術文化を推進するには最適任と存じます。

何とぞ御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

只今、議題となっております第1号議案、教育委員会委員の任命については、これに同意することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。

よって、第1号議案はこれに同意することに決定いたしました。

只今、教育委員会委員の任命に同意されました佐藤芙貴子君から、挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許します。佐藤芙貴子君。

〔教育委員会委員 佐藤芙貴子君 入場〕

○教育委員会委員（佐藤芙貴子君） 失礼いたします。

○議長（海川正則君） どうぞ、御挨拶を。

○教育委員会委員（佐藤芙貴子君） 川崎町教育委員会教育長の佐藤芙貴子です。

この度、再び任命され、身の引き締まる思いであります。

これからも管内の教育推進に尚一層、尽力して参りたいと思いますので、御指導よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（海川正則君） ありがとうございます。

〔教育委員会委員 佐藤芙貴子君 退場〕

日程第7 第2号議案 教育委員会教育長の任命について

○議長（海川正則君） 日程第7、第2号議案、教育委員会教育長の任命についてであります。地方自治法第117条の規定により、佐藤隆夫君の退席を求めます。

〔教育長 佐藤隆夫君 退場〕

○議長（海川正則君） 理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

第2号議案、教育委員会教育長の任命について、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されることとなっております。

この法律の一部改正に伴い、教育委員会委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することとなっております。

これまでの教育長は、教育委員会委員の内から教育委員会が任命しておりましたが、新教育長は理事会が議会の同意を得て、任命することとなるものでございます。

当組合の教育委員会教育長であります佐藤隆夫君は、本年5月26日をもって教育委員会委員の任期が満了となりますことから、同君を改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第4条第1項の規定による、教育委員会教育長として任命したいので、一部改正する法律附則第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同君は、長らく学校教育に従事され、現在、丸森町教育委員会教育長の職にありまして、社会教育、生涯教育の分野にも精通され、人格高潔にして学術及び文化に高い識見を有しておりますので、当組合の教育委員会教育長には最適任と存じます。

なお、教育長としての任期は、改正後の法律第5条第1項の規定により3年となっております。

何とぞ御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入りますが、議会先例により討論を省略いたします。

直ちに採決に入ります。

只今、議題となっております第2号議案、教育委員会教育長の任命については、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。

よって、第2号議案はこれに同意することに決定いたしました。

只今、教育委員会教育長の任命に同意されました佐藤隆夫君から、挨拶したい旨、申し出がありますので、これを許します。

〔教育長 佐藤隆夫君 入場〕

○教育長（佐藤隆夫君） 只今、教育長の任命を御承認頂きました。心から感謝申し上げます。

新教育長ということで、責任の重大さに身の引き締まる思いであります。2市7町の地方創生、教育行政のために精進したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

日程第8 第3号議案 仙南地域広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

○議長（海川正則君） 日程第8、第3号議案、仙南地域広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

第3号議案、仙南地域広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

複雑多様化する各種災害に対応する消防力の強化と、加速する超高齢社会に伴い、増大する救急需要へ、対応し得る消防力の確保や、年々増加している消防業務に対する、消防職員への負担軽減を図ることから、消防事務部局の職員の定数を見直すと共に、理

事会事務部局の職員の定数を、現在の事務に即した人員数に改めるものでございます。

なお、この条例は本年4月1日から施行しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） はい。

第3号議案、組合職員定数条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この一部改正条例は、理事長の提案理由にありますとおり、消防事務部局及び理事会事務部局の職員定数を改める改正でございます。

参考資料の2ページ、御覧頂きたいと思えます。新旧対照表になります。

こちらの第2条第1項第4号になります。消防の事務部局の職員を27名増員することとし、206人を233人に改めるものでございます。

次に、第1号の理事会の事務部局の職員ですが、現在の事務に即した人員数に改めるため、76人を69人とするものです。

第2条第1項になりますが、理事会事務部局と消防事務部局を差し引きまして、20名の増となりますので、295人を315人に改めるものでございます。

その他、第4条では文言の整備を行っております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（海川正則君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第3号議案、仙南地域広域行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第4号議案 仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（海川正則君） 日程第9、第4号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員
で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

第4号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年、人事院は一般職の国家公務員に関する給与改定と併せ、給与制度の総合的見直しも勧告しております。この給与制度の総合的見直しを受け、一般職の給料は本年4月1日から平均2パーセントの引き下げが行われることとなり、国は特別職の給与法についても一般職に準じ改正しております。

このことから、当組合助役の給与額についても、国に準拠した改定を行い、本年4月1日から施行しようとするものであります。

なお、給与額の減額については、現給保障を行うための経過措置を定めております。

詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） はい。

第4号議案、組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

この条例は、組合助役の給与に係る改正となります。

参考資料の3ページ、御覧頂きたいと思います。第3条の改正が給料月額の改正となっております。

支給額を2パーセント引き下げ、月額65万円を63万7,000円とするものです。

次に、第4条第1項の改正が期末手当に係る改正でございます。

期末手当につきましては、昨年12月に0.15月引き上げる条例改正を行い、全て12月支給分に加算し支給しておりましたが、平成27年度の支給につきましては、6月の支給割合を100分の147.5に、12月の支給割合を100分の162.5に改め、支給しようとするものでございます。支給月数は、年間3.10月で変更はございません。

その他、第4条第2項では、文言の整備を行っております。

なお、給与額の減額につきましては、現給保障に係る経過措置を附則第2項に設けております。平成30年3月末まで、又は任期の末日までの早い日までの間は、現給保障を行うとするものでございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第4号議案、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。

よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10 第5号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等
の一部を改正する条例

○議長（海川正則君） 日程第10、第5号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

第5号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

昨年の人事院勧告による給与制度の総合的見直しに伴う給与条例等の一部を改正するものです。

地域間、世代間の給与配分の見直しを行うため、給料表、地域手当の改定を行うと共に、職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定を行うものであります。

なお、今回の改正による新給料表への切替えに伴い、3年間の現給保障を行うための経過措置を定めております。

詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） はい。

第5号議案、組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

議案書の5ページ、お願いしたいと思っております。この一部改正条例は、2つの条からなっております。

第1条関係が、組合職員の給与に関する条例の一部改正、13ページになりますが、第2条関係が、組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正、つまり給与条例の附則の改正となっております。

まず、第1条関係ですが、昨年の人事院勧告による給与制度の総合的見直しに伴い、給与に関する条例の一部を改正するものでございます。議案書の7ページ以降になりますが、給与制度の総合的見直しによりまして、別表第1、行政職給料表及び別表第2、消防職給料表の改正を行い、給料表の水準を引き下げる改正を行っております。この給料表につきましては、1級及び2級の初任給に係る号俸以外の給料表を平均2パーセント引き下げると共に、40歳代や50歳代前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から5級及び6級に号俸を増設するため改正するものでございます。

次に、参考資料の4ページ、お願いしたいと思えます。新旧対照表の第10条の3、御覧頂きたいと思えます。

こちらは、地域手当の改正であります。級地区分を一区分増設し、給料表の見直しと併せ、地域手当の支給割合を改めております。

なお、この地域手当には特例措置が設けられておりまして、平成30年3月31日までの間において、段階的に引き上げることといたしております。

次のページ、第12条、御覧頂きたいと思えます。こちら通勤手当の改正でございます。

自動車等の交通用具使用者に係る通勤手当につきまして、人事院勧告に準じ、使用距離の区分に応じて、100円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

次に7ページ、第19条の2第2項、御覧頂きたいと思えます。参考資料の7ページになります。こちら、管理職員特別勤務手当の改正になっております。

管理監督職員が災害への対処や臨時、緊急の必要により、週休日以外の日、つまり平日の深夜に勤務した場合には、管理職員特別勤務手当を支給するための改正でございます。第3項第2号になりますが、支給額は勤務1回につき2,500円を超えない範囲で支給するよう改正するものでございます。

次に、第21条が勤勉手当の改正になります。

勤勉手当につきましては、第2項第1号、8ページの右端の方になりますが、再任用以外の職員に係る支給率の改定で、支給割合を100分の82.5から100分の75とするものです。

第2号が再任用職員に係る改定で、支給割合を100分の37.5から100分の35とするものでございます。

昨年12月議会定例会におきまして、勤勉手当の改正を行い、再任用以外の職員で、年間0.15月引き上げる改正を行いました。その引き上げ分を12月期で支給するため、改正前の率で調整しておりましたが、平成27年度は、昨年の引き上げ分を6月期と12月期で支給するため改正するものでございます。

続きましてその左側、附則第7項の改正ですが、当分の間を平成30年3月31日までの間と改めております。

現在、55歳を超える職員の給与は、1.5パーセントを減額し、支給しておりますが、

給与制度の総合的見直しの完全実施に合わせまして、1.5 パーセントの減額支給措置を平成 30 年 3 月 31 日で廃止するための改正を行うものでございます。

なお、今回の給料表の改正による激変緩和のため、附則におきまして経過措置を設けております。平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間は現給保障を行うこととしております。

第 1 条関係は以上でございます。

次に、第 2 条関係ですが、参考資料の 16 ページ、お願いしたいと思えます。

組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正を行っております。給与条例の附則の改正となっております。

給料表の改正による現給保障が、本年 4 月 1 日から行われることから、平成 18 年の給与と構造改革に伴う給与の減額分の現給保障を行っている経過措置につきましては、平成 27 年 3 月 31 日までとするものでございます。

この条例は、本年 4 月 1 日から施行し、第 2 条の改正規定は公布の日から施行しようとするものでございます。

なお、訓令によって定めております単純労務職の給料表につきましても、同様に、改正することといたしております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第 5 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。

よって、第 5 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 第 6 号議案 仙南地域広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例

○議長（海川正則君） 日程第 11、第 6 号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

第6号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進し、もって公務の円滑な運営に資するため、地方公務員法に基づき、配偶者同行休業制度を導入しようとするものであります。

なお、詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） はい。

第6号議案、組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について、理事長の命によりまして、詳細説明を行います。

議案書の16ページ、御覧頂きたいと思います。こちら、各条毎に説明させて頂きたいと思います。

先ず、第1条ですが、地方公務員法の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し、必要な事項を定めるという趣旨を規定しております。

次に、第2条では、任命権者が休業を承認する場合の要件を定めております。在職年数が1年以上で、公務の運営に支障がないと認めるとき、勤務成績を考慮し承認することが出来ると規定いたしております。

次に、第3条では、休業出来る期間を3年以内と定めております。

第4条では、休業の対象となる配偶者が外国勤務する場合等、滞在する事由を定めております。

次に、第5条では、承認の申請は、休業期間の初日及び末日並びに配偶者が当該期間中に、外国に滞在する事由を明らかにしなければならないことを定めております。

第6条では、休業期間の延長について規定いたしております。3年を超えない範囲内において、任命権者が特別の事情と認めるときは、休業期間の延長の申請が出来ることとしております。

なお、法律に基づきまして、休業期間の延長は1回に限られております。

第7条では、休業の承認の取消事由を規定いたしております。配偶者が外国に滞在しなくなった場合や配偶者が外国に滞在する事由が第4条に規定する事由に該当しなくなった場合等に休業の承認を取り消すことを定めております。

次に、第8条では、配偶者が死亡した場合や配偶者が職員の配偶者でなくなった場合等、休業している職員が任命権者に届け出なければならない場合を定めております。

第9条では、職務復帰後における号俸の調整について規定しており、休業した職員の職務復帰にあたり、当該職員の給料の号俸を調整することが出来ることを定めておりま

す。

第10条は、規則への委任規定を定めております。

この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするものです。

また、附則第2項で組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行っております。

参考資料の17ページ、御覧頂きたいと思います。参考資料の17ページになります。

こちら、第3条に、報告事項といたしまして、第4号、職員の休業に関する状況を加える改正を行っております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第6号議案、仙南地域広域行政事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12 第7号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

○議長（海川正則君） 日程第12、第7号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

第7号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議員御承知のとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されることになり、これまでの教育委員会委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することとなっております。

このことから、法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定しようとするも

のであります。

この条例により改廃される条例は3本ございまして、仙南地域広域行政事務組合教育長の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止し、仙南地域広域行政事務組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び仙南地域広域行政事務組合議会委員会条例の一部を改正するものであります。

この条例の施行期日は、法律の施行に合わせ本年4月1日とし、現在の教育長の教育委員会委員としての残任期間における経過措置を設けております。

なお、詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。阿部総務課長。

○総務課長（阿部和之君） はい。

第7号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、理事長の命により詳細説明を申し上げます。

議案書の19ページ、御覧頂きたいと思います。法律の一部改正に伴いまして、三つの組合条例の改廃を行おうとするものでございます。

先ず、第1条では、組合教育長の報酬及び費用弁償に関する条例を廃止いたしております。

今回の法改正によりまして、教育長が一般職から特別職に変更になり、当該条例の根拠規定でありました教育公務員特例法第16条が削除されたことにより、当該条例を廃止するものであります。

次に、第2条が、組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正です。

法律の改正によりまして、教育長が特別職となったことから当該条例に教育長に係る報酬及び費用弁償を追加すると共に、所要の改正を行っております。

報酬及び費用弁償の金額は、第1条で廃止した条例に規定されていた金額と同額となっております。

次に、第3条が、組合議会委員会条例の一部改正です。参考資料の23ページ、御覧頂きたいと思います。

法律の改正によりまして、教育委員会の委員長と教育長を一本化した新教育長を設置することにより、委員長職が廃止となったことから第16条中、委員長を教育長に改めるものでございます。この条例は、本年4月1日から施行するものでございます。

なお、本条例の施行に際しまして、附則第2項から第4項までにおいて、改廃する条例の経過措置を設けております。

ここで、参考資料の1ページ、お聞き頂きたいと思います。参考資料の1ページにな

ります。一部改正する法律の新旧対照表の附則第2条、御覧頂きたいと思います。

この附則第2条では、旧教育長に関する経過措置が設けてあります。この法律の施行の際、現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとするであります。

このことから、現在の教育長の教育委員会委員としての任期中は、第1条から第3条までで改廃した3本の条例は、なお、その効力を有することといたしております。

以上で、詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で、説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第7号議案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13 第8号議案 仙南地域広域行政事務組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例

○議長（海川正則君） 日程第13、第8号議案、仙南地域広域行政事務組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

第8号議案、仙南地域広域行政事務組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

現在、介護認定審査会委員は125人以内とする条例定数のもと、14合議体、122人の委員により審査判定を行っております。

今般、平成27、28年度の委員推薦にあたり、推薦団体である仙南薬剤師会等から、委員の負担を軽減するため、交代要員の増員要請があったことから、一委員に係る負担の軽減と審査会の円滑な運営に資するため、委員定数を140人以内に改めるものでございます。

なお、この条例は本年4月1日から施行しようとするものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第8号議案、仙南地域広域行政事務組合介護認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。

よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14 第9号議案 平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正
予算（第3号）

○議長（海川正則君） 日程第14、第9号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

第9号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、予算総額であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,181万2,000円を追加し、予算の総額を68億5,377万7,000円とするものであります。

今回の補正予算については、主に（仮称）仙南クリーンセンター整備事業費の追加によるものであります。

先月閣議決定された、平成27年度の政府予算案では、国における廃棄物処理施設整備に必要な経費のうち、循環型社会形成推進交付金の概算要求額に対し、31億5,800万円が減額となっており、平成27年度の交付金の要望額に対する内示額の減額が見込まれているところであります。

このことから、宮城県と協議を行い、平成26年度において、来年度分の循環型社会形成推進交付金の前倒し申請を行ったところ、これが承認されましたので今回の補正予算への計上となったものであります。

また、第2表、繰越明許費として、角田市で実施いたしております、平成26年度の(仮称)仙南クリーンセンター整備対策事業について、6,165万6,000円の繰越明許費を設定しようとするものであります。

補正の詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(海川正則君) 続いて、詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長(水戸卓司君) はい。

それでは、理事長の命によりまして、第9号議案の詳細説明を申し上げます。

補正予算書にて御説明をいたしますので、補正予算書の、初めに8、9ページをお開き願います。8、9ページ、歳入の補正予算です。下段の表になります。

3款1項、国庫補助金といたしまして、先程、理事長からの提案理由にもあったとおり、平成27年度の循環型社会形成推進交付金の内示額の削減が見込まれていることから今年度におきまして、前倒し申請を行いましたところ、2億840万5,000円の追加が認められたことによりまして、追加補正となっております。上段の表になります。

1款、分担金及び負担金です。

今回の循環型社会形成推進交付金は、東日本大震災復興特別会計から交付されております。東日本大震災復興特別会計から交付され、これを受けて、施工する事業に係る、地方負担額分につきましては、全額、震災復興特別交付税として措置されることとなっており、この交付税につきましては、構成市町に対して交付されることから、白石市に全額2億840万7,000円の交付を受けた後、市町負担金といたすものでございます。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。歳出の補正予算となります。

4款2項、清掃費に4億2,235万2,000円の追加をいたしております。

こちらは2点程ございまして、1点目につきましては、2目、じん芥処理費の角田衛生センター、15節、工事請負費に誘引送風機用インバーター補修工事として554万円を追加いたしております。誘引送風機のインバーター装置の故障停止によりまして、1号炉におけるごみ焼却が出来なくなったため、今回、早急に修繕工事を追加するものでございます。

なお、この財源といたしまして、財政調整基金から500万円を繰り入れし、予備費から54万円を充当するものでございます。

続いて、5目、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業費に4億1,681万2,000円追加いたしております。歳入の循環型社会形成推進交付金の追加分2億840万5,000円及び、それに係る震災復興特別交付税分2億840万7,000円の合計4億1,681万2,000円につきましては、平成27年度事業費の前倒し分でございますので、今年度において一旦、組合財政調整基金に積立てをいたし、平成27年度事業費に充当いたすものでございます。

続きまして、14、15ページをお願いいたします。

5款1項、消防費に58万7,000円を追加しております。

これは、1目13節において、公平委員会事務委託料58万7,000円を追加するものでございます。元消防職員から懲戒処分に係る不服申し立てがされており、その審査事務に係る経費につきましては、公平委員会の事務の委託に関する規約第2条及び公平委員会の事務の委託に関する協議書第2条第2号の規定により、臨時経費として負担をする必要があることから、追加いたすものでございます。

なお、この財源といたしましては、予備費を充当いたすものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。3ページは、第2表の繰越明許費でございます。

繰越明許につきましては、先程、理事長からの提案理由にもありましたとおり、角田市で実施いたします、平成26年度の（仮称）仙南クリーンセンター整備対策事業12事業のうち5事業で、測量設計業務において地元との調整に時間を要したこと等の理由から、6,165万6,000円を平成27年度に繰り越しいたすために、繰越明許費を設定しようとするものでございます。

以上で、第9号議案、平成26年度組一般会計補正予算（第3号）につきましての詳細説明を終わります。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第9号議案、平成26年度仙南地域広域行政事務組一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。

よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15 第10号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組一般会計予算

第11号議案 平成27年度仙南地域広域行政事務組仙南芸術文化センター特別会計予算

○議長（海川正則君） 日程第15、第10号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組一般会計予算及び第11号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組仙南芸術文化センター特別会計予算の2件を一括議題といたします。

理事長から提案理由の説明を求めます。

○理事長（風間康静君） はい、議長。

○議長（海川正則君） 風間理事長。

○理事長（風間康静君） はい。

第10号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算及び第11号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算の2議案について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

施政方針の中でも触れましたが、組合の構成市町におきましては、今後、益々厳しい財政運営を迫られる状況にあります。

このような中、当組合の平成27年度一般会計予算では、（仮称）仙南クリーンセンター整備事業、白石斎苑建替事業等、大規模な事業計画に加え、既存施設の老朽化による維持補修経費の増加等、過去最大の予算規模が見込まれることから、前例にとらわれないコスト意識を持ち、常に創意工夫を加えながら、更なる事務経費の削減に徹すると共に、財政上有利な国の施策等を活用し、平成27年度予算を編成いたしましたところであります。

初めに、一般会計予算であります。歳入歳出予算の総額は、前年度予算を大きく上回る118億6,343万5,000円として編成したところであります。

歳入歳出を含めた、平成27年度の予算計上の特徴点について申し上げます。

第1点目は、（仮称）仙南クリーンセンター整備費についてであります。

（仮称）仙南クリーンセンター整備事業は、建設年度2年目を迎え、全体事業費の約60パーセントにあたる、74億6,792万1,000円を計上し、平成27年度一般会計予算の約63パーセントを占めております。

昨年度の整備費に係る循環型社会形成推進交付金は、東日本大震災復興特別会計から内示を受けたことから、補助裏にあたる地方負担分については、全額、震災復興特別交付税で措置されることとなり、構成市町の負担軽減が図られたところであります。

平成27年度は、東日本大震災からの国の集中復興期間の、最終年度と位置付けられており、組合においては、平成27年度も引き続き、東日本大震災復興特別会計から交付を受けることを見込み、予算を計上しております。

第2点目は、仙南最終処分場延命化対策費であります。

仙南最終処分場は、平成30年度までの使用期限とされておりましたが、掘り起し事業による最終処分場の延命化に対し、地元住民の御理解と御協力を頂き、平成31年度以降も、15年間の使用が認められたところであります。

先般、地元自治会長から地元対策に係る要望書が提出されたことから、理事会において協議を行い、地元の要望に応えるため、地元対策費として予算措置をしたものであります。

延命化対策費は、新年度予算で債務負担行為を設定し、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 か年で、総額 1 億 7,065 万 6,000 円とし、平成 27 年度は、この内 3,796 万 3,000 円を計上し、実施しようとするものであります。

第 3 点目は、消防車両の整備についてであります。

平成 27 年度において、柴田消防署の水槽付消防ポンプ自動車、大河原消防署の救助工作車及び七ヶ宿出張所の高規格救急自動車を更新配備する計画としております。

国は、東日本大震災の教訓を活かし、南海トラフ地震等への対応力を強化するため、緊急消防援助隊の登録目標を平成 30 年度までに、現在の 4,694 隊から 6,000 隊に増隊することとしております。

これに伴い、当組合へも登録増隊依頼があったことから、柴田消防署の水槽付消防ポンプ自動車を、緊急消防援助隊への新規登録を行うと共に、既に登録されている大河原消防署の救助工作車と併せ、更新配備しようとするものであります。

この 2 台の車両については、充当率 100 パーセント、元利償還に係る 70 パーセントが交付税措置される緊急防災減災事業債を活用し、車両の整備を図ろうとするものであります。

第 4 点目は、老朽化が進む白石斎苑の建て替えに伴う調査費の計上であります。

平成 26 年度で行っている柴田斎苑に続き、白石斎苑の建て替えに係る基本計画の策定並びに事業方式等を検討するため、基本計画策定及び P F I 可能性調査委託経費、857 万 2,000 円を計上するものであります。

一般会計、最後になりますが、第 5 点目は、既存施設の老朽化による維持補修費の増加であります。

昭和 60 年度に竣工いたしました柴田衛生センター並びに昭和 62 年度に竣工いたしました角田衛生センターし尿処理施設は、建設から約 30 年が経過し、施設及び機器の運転に、老朽化による支障が出てきております。

このことから、し尿処理費の工事請負費に 1 億 3,135 万 6,000 円を計上し、施設の延命化と安定した施設の運転管理を図ろうとするものであります。

次に、仙南芸術文化センター特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額を、前年度に比較し 25.4 パーセント減となる、1 億 3,412 万 7,000 円として編成したところであります。

当センターは、平成 8 年 10 月の開館以来 18 年が経過し、老朽化が進んでおりますことから、施設の改修工事として、屋外ブラケット照明交換工事、自動制御機器他交換工事等を計上した他、大ホールのピアノの修繕を行い、施設の維持管理に努めて参ります。

以上、平成 27 年度において計画しております主要な政策的経費について申し上げますが、なお、詳細については、担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 続いて、詳細説明を求めます。水戸企画財政課長。

○企画財政課長（水戸卓司君） はい。

それでは、理事長の命によりまして、第10号議案及び第11号議案の詳細説明を申し上げます。

初めに、第10号議案の一般会計予算から説明させていただきます。

平成27年度組合予算書を用いまして説明をさせていただきますので、組合予算書の10ページ、11ページをお開き願います。歳入予算になります。1款、分担金及び負担金です。

1項1目の市町負担金は、予算額が65億4,003万6,000円。前年度より29億819万3,000円の増額となっております。

平成27年度は、介護保険費、柴田斎苑、消防費等で減額となりましたが、主に（仮称）仙南クリーンセンター整備に係る震災復興特別交付税見合い分を計上したことで増額となっております。

また、1項2目の東日本高速道路株式会社負担金につきましては、高速自動車における救急業務負担金ですが、平成25年の救急出動件数の増により、増額となったものでございます。

続きまして、12、13ページ、お願いいたします。

2款、使用料及び手数料では、予算額が4億5,985万9,000円。前年度よりも611万8,000円の減額となっております。

これは2項2目、衛生手数料におきまして、角田衛生センターごみ処理手数料の増収を見込むものの、家庭ごみ処理手数料において、前年度より1,000万円減の2億7,000万円と見込んだことによりまして、減額となっているものでございます。

続きまして、14、15ページ、お願いいたします。

歳入予算の3款、国庫支出金以降につきましては、歳出予算の説明の中で触れていきたいと考えております。

なお、歳出予算の説明につきましては、主要なものみの説明とさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

予算書の28、29ページ、お願いします。歳出予算になります。1款の議会費です。

1款1項、議会費の予算額が2,365万4,000円。前年比で455万5,000円の増額となっております。

議会定例会、臨時会に係る経費の他、今年度は、関東方面の研修視察経費を計上し、また、職員の人件費において増額となっているものでございます。

続きまして、32、33ページ、お願いいたします。2款、総務費、1項、総務管理費です。

予算額が1億5,803万2,000円。前年比287万9,000円の増額となっております。

1目、一般管理費におきまして、人事異動等によりましての職員の人件費で、減額と

なっておりますが、34、35 ページ、お願いいたします。

2 目の財政管理費で 1,202 万円の増額となっていることにより、増額となっております。この増額ですが、13 節、委託料におきまして、37 ページの 1 番上の行に記載がありますが、新地方公会計等策定支援業務委託料を追加したことによる増でございます。

この新地方公会計等策定支援業務委託料には二つの要素がありまして、1 点目は、平成 29 年度を作成目標となっております、統一的な基準による地方公会計整備を図るために、現在使用しております財務会計システムとの連動と、作成指導の業務を委託しようとするものでございます。

2 点目は、使用を廃止しております各施設の解体経費について、地方債で対応となった場合、組合におきましては、公共施設等総合管理計画が必要となることから、その作成支援を委託しようとするものです。

なお、係る経費につきましては、特別交付税が措置されることとなっておりますので、この財源が措置される間に整備をいたし、今後の議論の方向性に対応したいと考えております。

続きまして、42、43 ページ、お願いいたします。3 款、民生費、1 項、社会福祉費でございます。

予算額が 7,275 万 3,000 円。前年比で 680 万 7,000 円の減額でございます。

要介護認定事務及び障害支援区分の審査判定事務に要する経費を計上しております。審査会委員の報酬、費用弁償、職員の人件費におきまして、減額となったものでございます。

続きまして、46、47 ページ、お願いいたします。4 款、衛生費、1 項、保健衛生費でございます。

予算額が 1 億 5,577 万 7,000 円。前年比で 639 万 3,000 円の増額となっております。

5 つの斎苑に係る維持管理経費、業務課に係る予算を計上しております。平成 27 年度においては、白石斎苑、七ヶ宿斎苑、あぶくま斎苑の火葬業務委託に、柴田斎苑、川崎斎苑を加えて業務委託することによりまして、1 目、保健衛生総務費で、柴田斎苑に係る人件費及び川崎斎苑に係る火葬嘱託員報酬が減となっております。

それから、13 節の委託料、下から 2 行目になりますが、用地選定に係る裁判の弁護士委任委託料を計上いたしております。

この経費は、歳入、6 款 1 項 2 目、衛生施設整備基金繰入金を充当することといたしてございます。

48、49 ページをお願いいたします。

2 目、環境衛生費では、13 節、委託料におきまして、新たに柴田斎苑・川崎斎苑の火葬業務を委託すること。また、15 節の工事請負費におきまして、あぶくま斎苑の火葬炉設備制御機器補修工事を実施することにより、2,149 万 3,000 円の増となっております。

す。

なお、この2目につきましては、歳入、2款1項2目1節の斎苑使用料の収入を特定財源として計上しております。

50、51 ページ、お願いいたします。

理事長の提案理由にもありましたとおり、平成27年度では、新たに3目といたしまして、白石斎苑建替調査費857万2,000円を計上しております。

その下、廃目になっておりますのは、柴田斎苑建替調査費の分です。柴田斎苑建替調査費につきましては、今年度において、基本計画策定及びPFI可能性調査が終了いたすことによる減額でございます。

次に、52、53 ページをお願いいたします。2項、清掃費でございます。

予算額が90億3,957万4,000円。前年比で62億4,116万円の増額となっております。主に、(仮称)仙南クリーンセンター整備関係で増額となっているものでございます。

54、55 ページをお願いいたします。

2目のじん芥処理費では、仙南リサイクルセンターを初めとする5つの、ごみ処理施設に係る維持管理経費を計上しております。前年比で228万円の増額となっております。ごみ焼却施設における耐火物補修工事において、ガス冷却室の耐火物を追加したことによりましての増額となっております。

57 ページをお開き願いたいと思います。57 ページの一番上に、一般廃棄物処理施設維持管理に伴う各種検査分析委託料を計上しておりますが、この中には、放射能測定委託料が含まれております。

これは、仙南最終処分場、角田衛生センター及び大河原衛生センターに係る委託料で、100パーセントが国庫補助の対象となっております。この財源は、歳入の3款、国庫支出金に廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金を計上いたしております。

また、この2目、じん芥処理費には、全体で5,300万円の財政調整基金の繰り入れを行う他、特定財源といたしまして、ごみ処理手数料、動物死体焼却手数料、家庭ごみ処理手数料や資源回収物の売払い代等を充当いたしております。

58、59 ページをお願いいたします。3目、し尿処理費です。

角田衛生センターし尿処理施設及び柴田衛生センターに係る維持管理経費を計上しております。3目につきましては、主に15節、工事請負費といたしまして、3件の工事を追加したことによりまして、2,209万4,000円の増額となったものでございます。

なお、このし尿処理費には、財政調整基金から1,600万円の繰り入れを計画いたしております。

次に、60、61 ページをお願いいたします。4目の家庭ごみ有料事業費です。

予算額が6,611万8,000円。前年比で1,606万7,000円の減額となっております。家庭ごみ有料事業費には、有料指定袋の製造保管、配送委託料。売りさばき手数料に係る

経費の他、ごみダイエット絵画標語コンクールに係る啓発経費を計上いたしております。

歳入の2款、使用料及び手数料、2項2目、衛生手数料には、この事業に伴う家庭ごみ処理手数料といたしまして、2億7,000万円程、計上いたしております。

家庭ごみ有料事業に係る経費は、この手数料収入で全てを賄っておりまして、この歳出の経費を超えた分については、2目のじん芥処理費の特定財源として、充当しているところでございます。

次に5目、(仮称)仙南クリーンセンター整備事業費です。

予算額が74億6,792万1,000円。前年比で62億1,558万9,000円の増となっております。この整備事業費には、平成25年度予算の債務負担行為に基づきまして、13節、委託料に、設計建設モニタリング等業務委託、それから事務費1,369万1,000円を計上いたしております。

この5目の財源といたしまして、国庫支出金として、循環型社会形成推進交付金27億3,589万5,000円。

組合債8億220万円。

その他の財源といたしまして、平成26年度において財政調整基金に一旦積み立しております、震災復興特別交付税分9億3,163万4,000円と諸収入を合わせました9億3,165万2,000円。

一般財源といたしまして、29億9,817万4,000円。内、27年度の震災復興特別交付税が28億8,484万2,000円を見込んでございます。

続きまして、62、63ページをお願いいたします。6目、(仮称)仙南クリーンセンター整備対策費、御覧頂きたいと思います。

平成25年度予算の債務負担行為に基づきまして、角田市の地元対策事業、七つの事業に係る寄附金1億5,394万円を計上いたしております。

次に7目の仙南最終処分場延命化対策費でございます。

仙南最終処分場延命化対策費の計上理由につきましては、先程、理事長からの提案理由のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

仙南最終処分場延命化対策費は、3か年合計で、1億7,065万6,000円。平成27年度につきましては、3事業に係る寄附金として、3,796万3,000円を計上いたしております。

続きまして、66、67ページをお願いいたします。5款1項、消防費です。

予算額が20億1,424万4,000円。前年比で9,780万1,000円の増額となっております。1目、常備消防費では、2,052万1,000円の減額です。退職者と、それから新規採用職員との給料の差によるもので、人件費において減額となっております。

それから、この1目の常備消防費には、県から移譲されました液化石油ガス、火薬類の取り締まりに係る移譲事務交付金の他、高速道路における東日本高速道路株式会社が

らの救急業務負担金、宮城県消防学校派遣教官負担金等の収入を、特定財源といたしております。

70 ページ、71 ページ、お願いいたします。

2 目の消防施設費では、前年比で 1 億 1,832 万 2,000 円の増額となっております。増額の主な理由につきましては、18 節の備品購入費で、3 台の車両購入によるものでございます。先程、理事長からの提案理由にもありましたが、緊急消防援助隊に登録車両である水槽付消防ポンプ自動車、それから大河原消防署の救助工作車につきましては、充当率 100 パーセント、元利償還の 70 パーセントが交付税されます緊急防災減災事業債を活用する計画でございます。

それから水槽付消防ポンプ自動車につきましては、歳入、4 款、県支出金の市町村振興総合補助金 679 万 3,000 円も特定財源として見込んでおります。

続きまして、74、75 ページをお願いいたします。6 款、教育費、1 項、教育総務費です。

予算額が 2,846 万 2,000 円。前年比 39 万 3,000 円の減となっております。こちらにつきましては、職員の人事異動等によりまして、人件費で減になっているものでございます。

続きまして、76、77 ページをお願いいたします。

2 項、社会教育費では、予算額が 531 万 9,000 円。前年比で 108 万 4,000 円の減でございます。こちらにつきましては、26 年度において、事務連絡車の 1 台を更新したことにより減となっております。

次に、3 項、圏域文化振興費では、毎年実施しております A Z 9 ジュニア・アクターズ養成事業に係る経費を計上いたしております。

続いて、78、79 ページ、お願いいたします。

2 目の仙南芸術文化センター費では、文化センター特別会計への繰出金を計上しております。前年比で 682 万 8,000 円の増となっておりますが、詳細は特別会計のところでお説明をいたします。

すいません。ここでちょっと、4 ページの方に戻って頂きたいと思っております。4 ページ、第 2 表、債務負担行為です。債務負担行為は 2 点程ございます。

1 点目は、2 款、総務費、1 項 2 目、財政管理費で御説明申し上げました、新地方公会計等策定支援業務委託の平成 28 年度分及び、平成 29 年度分の合計、860 万 3,000 円。

2 点目につきましては、4 款、衛生費、2 項 7 目、仙南最終処分場延命化対策費で御説明申し上げました、延命化対策に係る寄附金の平成 28 年度分及び、平成 29 年度分の合計、1 億 3,269 万 3,000 円につきましては、第 2 表、債務負担行為において設定しようとするものでございます。

以上が、一般会計予算になります。

続きまして、第11号議案、仙南芸術文化センター特別会計予算になります。

108、109 ページをお願いいたします。1款1項、仙南芸術文化センター費でございます。

予算額が1億3,312万7,000円。前年比で4,555万9,000円の減でございます。これは前年度におきまして、太陽光発電装置設置工事に係る予算、5,195万4,000円を計上していたことによるものでございます。差し引きますと、実質639万5,000円が増額となっております。

先程、理事長からの提案理由にもありましたが、施設の維持補修費におきましての修繕工事を計上していることと、それから事務連絡車1台を購入していることにより、増額となったものでございます。

この1目における実質増額分が、102、103 ページをお願いいたします。

歳入、4款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金の682万8,000円の増が、只今の理由によるものでございます。

以上で、第10号議案及び、第11号議案の詳細説明を終わらせて頂きます。よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（海川正則君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。（「なし」の声あり）討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第10号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

これより第11号議案、平成27年度仙南地域広域行政事務組合仙南芸術文化センター特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（海川正則君） 起立全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16 行政視察について

○議長（海川正則君） 日程第16、行政視察についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会といたしまして、知識、経験を広め、組合議員としての活動をより適切に行うため、先進地の視察を行いたいと思います。

なお、期日、視察場所、参加人数等は、お手元に配布しました計画書のとおりであります。

詳細の取扱いについては、議長に一任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「なし」の声あり）御異議なしと認めます。

従って、計画書のとおり行うことに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これをもちまして、第225回仙南地域広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。大変、お疲れ様でした。

午前11時59分 閉会